



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年3月31日(金) 号外(第19号)

目次

	ページ
規則	
○群馬県県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)	2

■ 規則

群馬県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十四号

群馬県条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県条例施行規則（昭和三十四年群馬県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「林業緑化係長」を「森林係長」に改める。

第五条の二ただし書中「第五条の四に掲げる徴収金を」を「条例第二十五条の五に規定する電子情報処理組織を使用して」に改める。

第五条の四を削る。

第九条第一項第二号及び第二十一条第一項第一号中「附則第二十条第二項、第五項及び第八項」を「附則第二十条第三項及び第六項」に改める。

第二十一条の三第一項第二号中「地方税共同機構」を「法第七百六十一条に規定する地方税共同機構（以下「地方税共同機構」という。）」に改め、同条第二項中「デジタル行政推進法」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）」に、「情報通信技術利用条例」を「群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年群馬県条例第二十号）」に改める。

第二十一条の四第一項中「地方税関係手続用電子情報処理組織」を「法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織（以下「地方税関係手続用電子情報処理組織」という。）」に、「電子情報処理組織」を「地方税関係手続用電子情報処理組織」に改める。

第三十八条第四項第一号中「午前九時」を「午前十時」に、「午後三時以後（十月から二月までは午後二時以後）」を「午後二時以後」に改める。

第五十条の表第十六号の六様式の項中「納付書（自動車税（種別割））」（集合納付用）を「削除」に改め、同表第八十一号の三の二様式の項中「附則第二十条第四項」を「附則第二十条第二項」に改める。

第九号様式（第九号様式の個人の事業税納税通知書の裏面）中「経過する」との次に、「地方税統一QRコード」を利用した納税」を加え、「クレジットカード」を削り、同様式（第九号様式の個人の事業税領収証書の裏面）中

群馬県収納代理金融機関	東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、PayPay銀行、楽天銀行、足利銀行、横浜銀行、第四北越銀行、八十二銀行、栃木銀行、大光銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、桐生信用金庫、しのため信用金庫、足利小山信用金庫及び中央労働金庫の本店及び支店
-------------	---

県内の信用金庫、農林中央金庫及び大部分の信用組合並びに県内の農業協同組合

郵便局	全国的郵便局
郵便局	前橋市、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、渋川市、安中市及びみどり市の各市役所（前橋市にあつては大胡支所、宮城支所、粕川支所及び富士見支所に、高崎市にあつては倉剱支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛名支所及び吉井支所に限る。）並びに県内の町村役場

その他の金融機関	・群馬県収納代理金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合及び労働金庫） ・地方税統一QRコード対応の全国の金融機関
----------	--

県内の一部市役所又は支所 県内の町村役場	県内の信用金庫、農林中央金庫及び大部分の信用組合並びに県内の農業協同組合
郵便局	全国的郵便局

改める。

第十号様式（第十号様式の不動産取得税納税通知書の裏面）中「経過する」との次に、「地方税統一QRコード」を利用した納税」を加え、「クレジットカード」を削り、同様式（第十号様式の不動産取得税領収証書の裏面）中

群馬県収納代理金融機関	東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、PayPay銀行、楽天銀行、足利銀行、横浜銀行、第四北越銀行、八十二銀行、栃木銀行、大光銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、桐生信用金庫、しのため信用金庫、足利小山信用金庫及び中央労働金庫の本店及び支店
-------------	---

県内の信用金庫、農林中央金庫及び大部分の信用組合並びに県内の農業協同組合	県内の信用金庫、農林中央金庫及び大部分の信用組合並びに県内の農業協同組合
郵便局	全国的郵便局

前橋市、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、渋川市、安中市及びみどり市の各市役所（前橋市にあつては大胡支所、宮城支所、粕川支所及び富士見支所に、高崎市にあつては倉剱支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛名支所及び吉井支所に限る。）並びに県内の町村役場	前橋市、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、渋川市、安中市及びみどり市の各市役所（前橋市にあつては大胡支所、宮城支所、粕川支所及び富士見支所に、高崎市にあつては倉剱支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛名支所及び吉井支所に限る。）並びに県内の町村役場
---	---

その他の金融機関	・群馬県収納代理金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合及び労働金庫） ・地方税統一QRコード対応の全国の金融機関
----------	--

県内の一部市役所又は支所 県内の町村役場	県内の一部市役所又は支所 県内の町村役場
-------------------------	-------------------------

郵便局	全国の郵便局
-----	--------

改める。

第二十一号様式中「2 領収日付印がないもの」を

「2 領収日付印がないもの

3 領収日付印がないもの
日を過ぎたもの」

とし、また「地方税統一QRコードを利用した納税」や「クレジットカード」や「電子決済」等の決済手段の取扱いについては、

「地方税統一QRコードを利用した納税」や「クレジットカード」や「電子決済」等の決済手段の取扱いについては、

群馬県収納代理金融機関	東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、PayPay銀行、楽天銀行、足利銀行、横浜銀行、第四北越銀行、八十二銀行、栃木銀行、大光銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、桐生信用金庫、しなの信用金庫、足利小山信用金庫及び中央労働金庫の本店及び支店
郵便局	県内の信用金庫、農林中央金庫及び大部分の信用組合並びに県内の農業協同組合
郵便局	全国の郵便局
前橋市、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、渋川市、安中市及びみどり市の各市役所（前橋市にあつては大胡支所、宮城支所、粕川支所及び富士見支所に、高崎市にあつては倉洲支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛名支所及び吉井支所に限る。）並びに県内の町村役場	

を

その他の金融機関	・群馬県収納代理金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合及び労働金庫） ・地方税統一QRコード対応の全国の金融機関
県内の一部市役所又は支所 県内の町村役場	
郵便局	全国の郵便局

に改める。

第十一号の三様式別表以外の部分を次のように改める。

第11号の3様式(規格114ミリメートル×360ミリメートル)

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:60%;">77</td> <td style="width:20%;">年度 群馬県税(集合納付) 自動車税(種別別) 額収済通知書</td> <td style="width:20%; text-align: center;">公</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">通称払込金 加入者負担</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width:30%;">加入者名 群馬県自動車事務所</td> <td style="width:20%;">口座番号</td> <td style="width:20%;">合計金額</td> <td style="width:30%;"></td> </tr> <tr> <td>種別別 登録番号</td> <td>納付番号</td> <td>納付区分</td> <td>納付印</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>納税番号</td> <td>年度</td> <td>期別</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">34</p>	77	年度 群馬県税(集合納付) 自動車税(種別別) 額収済通知書	公			通称払込金 加入者負担	加入者名 群馬県自動車事務所	口座番号	合計金額		種別別 登録番号	納付番号	納付区分	納付印	納期限	納税番号	年度	期別	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:60%;">群馬県税(自動車税(種別別) 額収済通知書)</td> <td style="width:20%; text-align: center;">公</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">通称払込金 加入者負担</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width:30%;">加入者名 群馬県自動車事務所</td> <td style="width:20%;">口座番号</td> <td style="width:20%;">合計金額</td> <td style="width:30%;"></td> </tr> <tr> <td>種別別 登録番号</td> <td>納付番号</td> <td>納付区分</td> <td>納付印</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>納税番号</td> <td>年度</td> <td>期別</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>延滞金額</td> <td>合計金額</td> <td>納期限</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">納付者</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">納付番号</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">日 計</td> </tr> <tr> <td style="width:30%; text-align: center;">口</td> <td style="width:20%; text-align: center;">額</td> <td style="width:20%; text-align: center;">収</td> <td style="width:30%; text-align: center;">日 付 印</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">郵便局・金融機関保管又は県/本部保管</p>	群馬県税(自動車税(種別別) 額収済通知書)	公	通称払込金 加入者負担		加入者名 群馬県自動車事務所	口座番号	合計金額		種別別 登録番号	納付番号	納付区分	納付印	納期限	納税番号	年度	期別	税額	延滞金額	合計金額	納期限	納付者				納付番号				日 計				口	額	収	日 付 印	<p style="text-align: center;">年度 群馬県税(種別別) 集合納付通知書(額収済書) 公</p> <p>郵便窓口では、本件に額収印は押印されず、左側の納付書が額収済書に代えて交付されます。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:20%;">登録番号</td> <td style="width:20%;">年度</td> <td style="width:20%;">税 額</td> <td style="width:20%;"></td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td>期別</td> <td>延滞金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">納 期 限</td> <td>合計金額</td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">納税の根拠となった法律及び条例の規定 地方税法第148条 群馬県税条例第147条</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">上記とおり納税しました。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:30%; text-align: center;">額</td> <td style="width:20%; text-align: center;">収</td> <td style="width:20%; text-align: center;">日 付 印</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">取入印紙不要</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">納付済保管</p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">(裏面も御覧ください)</p>	登録番号	年度	税 額		納付番号	期別	延滞金額		納 期 限		合計金額		額	収	日 付 印	取入印紙不要		
77	年度 群馬県税(集合納付) 自動車税(種別別) 額収済通知書	公																																																																								
		通称払込金 加入者負担																																																																								
加入者名 群馬県自動車事務所	口座番号	合計金額																																																																								
種別別 登録番号	納付番号	納付区分	納付印																																																																							
納期限	納税番号	年度	期別																																																																							
群馬県税(自動車税(種別別) 額収済通知書)	公																																																																									
通称払込金 加入者負担																																																																										
加入者名 群馬県自動車事務所	口座番号	合計金額																																																																								
種別別 登録番号	納付番号	納付区分	納付印																																																																							
納期限	納税番号	年度	期別																																																																							
税額	延滞金額	合計金額	納期限																																																																							
納付者																																																																										
納付番号																																																																										
日 計																																																																										
口	額	収	日 付 印																																																																							
登録番号	年度	税 額																																																																								
納付番号	期別	延滞金額																																																																								
納 期 限		合計金額																																																																								
額	収	日 付 印																																																																								
取入印紙不要																																																																										

（ご注意）
金額を訂正した場合は、この納付書では納めることができません。
(使用期満)

(第11号の3様式の自動車税(種別割)(集合納付用)納税通知書の裏面)

注 意 事 項

- 1 納期限までに税金を納めなかつた場合には、当該税額に、その納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した延滞金を納めなければなりません。
- 2 令和3年1月1日以後の期間については、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」といいます。)が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、上記1の年14.6%の割合は延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合と、年7.3%の割合は延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(年7.3%の割合を超えないものとします。)となります。
- 3 延滞金を納めなければならない場合は、その計算の基礎となる税額の全額が2,000円以上の場合です。この場合、当該計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算します。また、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、切捨てになります。
- 4 本書では、延滞金を納めることができません。上記の計算により延滞金が生じた場合は、不足分を別途納めていただくこととなりますので、御了承ください。
- 5 使用期限を経過すると、地方税統一QRコードを利用した納税、コンビニエンスストア、Pay-easy(ペイジー)及びスマートフォンアプリでは納めることができませんので、御注意ください。
- 6 この課税について不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3月以内に、知事に対し書面をもつて審査請求をすることができます。審査請求書(正副2通)は、なるべく自動車税事務所を経由して提出してください。

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、課税の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで課税の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ② 課税により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(第11号の3様式の自動車税(種別割)(集合納付用)納付書の裏面)

納 付 場 所

納付場所は、次のとおりです。

群馬県指定金融機関	群馬銀行(本店及び支店)
その他の金融機関	・群馬県収納代理金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合及び労働金庫) ・地方税統一QRコード対応の全国の金融機関
県内の一部市役所又は支所 県内の町村役場	
郵便局	全国の郵便局
行政県税事務所及び自動車税事務所	
コンビニエンスストア	

- 備考
- 1 この様式は、普通徴収の方法により徴収する自動車税(種別割)の定期課税及び随時課税における納税通知書として使用する。
 - 2 条例第150条の2第3項の規定により徴収する場合には、注意事項1中「納期限までに税金を納めなかった場合には、当該税額に、その納期限の翌日から納める日までの期間」とあるのは「税額に、この納税通知書を発した日の翌日から納める日までの期間」と、「(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)」とあるのは「(納税通知書を発した日の翌日から納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)」と訂正して使用する。
 - 3 この様式は、法第13条の2の規定により自動車税(種別割)の繰上徴収をする場合に、同条第3項前段に規定する納付の告知にも使用する。この場合においては、裏面注意事項に次のように加える。
 - 7 地方税法第13条の2の規定により繰上徴収をしますから、表記の納期限までに納めてください。
 - 4 この様式による納付書によつて納付を受けた場合の各片の処理要領は、次のとおりとする。
 - (1) 県指定代理金融機関又は県収納代理金融機関において領収したときは、自動車税(種別割)納税通知書(領収証書)を納人に交付し、自動車税(種別割)納付書を領収控えとし、自動車税(種別割)領収済通知書を県指定金融機関へ送付する。
 - (2) 郵便局又は収納受託者において領収したときは、自動車税(種別割)納税通知書(領収証書)を納人に交付し、自動車税(種別割)納付書を領収控えとし、自動車税(種別割)領収済通知書に係る事項を記録した電磁的記録を知事へ送信する。
 - (3) 総括店以外の県指定金融機関において領収したときは、自動車税(種別割)納税通知書(領収証書)を納人に交付し、自動車税(種別割)納付書を領収控えとし、自動車税(種別割)領収済通知書を総括店へ送付する。
 - (4) 総括店又は市町村において領収したときは、自動車税(種別割)納税通知書(領収証書)を納人に交付し、自動車税(種別割)納付書を領収控えとし、自動車税(種別割)領収済通知書を自動車税事務所へ送付する。

第十二号の券(第十二号の券)の返送(返送)中「経過する」として「、地方税統一QRコードを利用した納税」を戻す(戻す)回(第十二号の券)の返送(返送)中

郵便局	全国的郵便局
前橋市、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、渋川市、安中市及びみどり市の各市役所(前橋市にあつては大胡支所、宮城支所、粕川支所及び富士見支所に、高崎市にあつては倉刈支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛名支所及び吉井支所に限る。)並びに県内の町村役場	東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、PayPay銀行、楽天銀行、足利銀行、横浜銀行、第四北越銀行、八十二銀行、栃木銀行、大光銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、桐生信用金庫、しのもめ信用金庫、足利小山信用金庫及び中央労働金庫の本店及び支店
群馬県収納代理金融機関	県内の信用金庫、農林中央金庫及び大部分の信用組合並びに県内の農業協同組合

その他の金融機関	・群馬県収納代理金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合及び労働金庫) ・地方税統一QRコード対応の全国の金融機関
県内の一部市役所又は支所 県内の町村役場	全国的郵便局

はる。第十二号の券(第十二号の券)の返送(返送)中「経過する」として「、地方税統一QRコードを利用した納税」を戻す(戻す)回(第十二号の券)の返送(返送)中

郵便局	全国的郵便局
前橋市、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、渋川市、安中市及びみどり市の各市役所(前橋市にあつては倉刈支所、宮城支所、粕川支所及び富士見支所に、高崎市にあつては倉刈支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛名支所及び吉井支所に限る。)並びに県内の町村役場	東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、PayPay銀行、楽天銀行、足利銀行、横浜銀行、第四北越銀行、八十二銀行、栃木銀行、大光銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、桐生信用金庫、しのもめ信用金庫、足利小山信用金庫及び中央労働金庫の本店及び支店
群馬県収納代理金融機関	県内の信用金庫、農林中央金庫及び大部分の信用組合並びに県内の農業協同組合

の各市役所(前橋市にあつては大胡支所、宮城支所、粕川支所及び富士見支所に、高崎市にあつては倉刈支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、榛名支所及び吉井支所に限る。)並びに県内の町村役場

郵便局	全国的郵便局
群馬県収納代理金融機関	県内の信用金庫、信用組合、農業協同組合及び労働金庫 ・地方税統一QRコード対応の全国の金融機関

「2 領収日付印又は自動車税(種別割)納税済印のないもの」

「2 領収日付印又は自動車税(種別割)納税済印のないもの」

「経過する」として「、地方税統一QRコードを利用した納税」を戻す(戻す)回(第十二号の券)の返送(返送)中

群馬県収納代理金融機関	東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、PayPay銀行、楽天銀行、足利銀行、横浜銀行、第四北越銀行、八十二銀行、栃木銀行、大光銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、桐生信用金庫、しのもめ信用金庫、足利小山信用金庫及び中央労働金庫の本店及び支店
県内の信用金庫、農林中央金庫及び大部分の信用組合並びに県内の農業協同組合	

その他の金融機関	・群馬県収納代理金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合及び労働金庫) ・地方税統一QRコード対応の全国の金融機関
----------	--

「2 領収日付印がないもの」

日を超えたもの
 別添) 課税証書の裏面) 中「経過すると」の次に、「地方税統一QRコードを利用した納税」や「PayPay」や「クレジットカード」や「現金」や「現金書留(銀行振替) 税(種別納) 課税書の裏面) 中

群馬県収納代理金融機関	
東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、PayPay銀行、楽天銀行、足利銀行、横浜銀行、第四北越銀行、八十二銀行、栃木銀行、大光銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、桐生信用金庫、しものめ信用金庫、足利小山信用金庫及び中央労働金庫の本店及び支店	県内の信用金庫、農林中央金庫及び大部分の信用組合並びに県内の農業協同組合

その他の金融機関	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県収納代理金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合及び労働金庫) 地方税統一QRコード対応の全国の金融機関
----------	---

に改める。
 第十六号の六様式を次のように改める。
 第十六号の六様式 別添
 第十六号の七様式 (第十六号の七様式の課税証書の裏面) 中「経過すると」の次に「地方税統一QRコードを利用した納税」や「PayPay」や「クレジットカード」や「現金書留(種別納) 課税書の裏面) 中

群馬県収納代理金融機関	東和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、PayPay銀行、楽天銀行、足利銀行、横浜銀行、第四北越銀行、八十二銀行、栃木銀行、大光銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、桐生信用金庫、しものめ信用金庫、足利小山信用金庫及び中央労働金庫の本店及び支店
県内の信用金庫、農林中央金庫及び大部分の信用組合並びに県内の農業協同組合	

その他の金融機関	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県収納代理金融機関 (銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合及び労働金庫) 地方税統一QRコード対応の全国の金融機関
----------	---

に改める。
 第四十四号様式中
 「送達を受けるべきもの」

住(居) 所又は所在地	氏名又は名称

送達を受けるべき者の氏名又は名称

第四十四号中の三様式中
 「送達を受けるべきものの住(居) 所又は所在地及び」を「送達を受けるべき者の」に改める。
 第五十七号中の三様式中

預金名義人	
-------	--

預金名義人	
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する。 ※公金受取口座を利用する場合、口座	

情報を記入する必要があります。

マイナンバー									
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

5 提出時に、申請者の本人確認をさせていただきますので、御了承ください。

5 提出時に、申請者の本人確認をさせていただきますので、御了承ください。

※行政県税事務所使用欄。申請者は記入しないでください。

※本人確認 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他(パスポート、障害者手帳、在留カード等)	※番号確認 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他(マイナンバーが記載された住民票の写し等)
---	--

袋十の葉紙中

- 1 自動車検査証の写し(取得価格のわかるもの)
- 2 注文書(契約書)の写し(取得価格のわかるもの)
- 3 当初税申告書(控)の写し

- 1 注文書(契約書)の写し(取得価格のわかるもの)
- 2 当初税申告書(控)の写し

袋八十の葉紙(職)中

該当条項	区	分
5 県税条例附則第20条第2項	施設を事業の用に供した年月日	年月日

該当条項 区 分

「6」の「5」の「附則第20条第5項又は第8項」の「附則第20条第3項又は第6項」の「7」の「6」の「6」の「6」。

「附則第20条第3項」の「附則第20条第1項」の「第3項に規定する」の「第1項に規定する」。

金融機関名	口座種別	口座番号	フリガナ
銀行(金庫・組合)	普通・当座		口座名義人
支店	その他()		

「 振込口座を指定する。」

金融機関名	口座種別	口座番号	フリガナ
銀行(金庫・組合)	普通・当座		口座名義人
支店	その他()		

公金受取口座を利用する場合、口座情報を記載する必要があります。()。

マイナンバー

※行政県税事務所使用欄。申請者は記入しないでください。

※本人確認 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他(パスポート、障害者手帳、在留カード等)	※番号確認 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他(マイナンバーが記載された住民票の写し等)
---	--

袋十の葉紙中

- 1 登録事項等証明書又は自動車検査証の写し
- 2 天災その他特別の事情が発生したことを証する書類及びその他知事が指示する書類(滅失等の自動車に限る。)
- 3 減免を必要とする理由を証明すべき書類(特別事情自動車に限る。)

- 1 天災その他特別の事情が発生したことを証する書類及びその他知事が指示する書類(滅失等の自動車に限る。)
- 2 減免を必要とする理由を証明すべき書類(特別事情自動車に限る。)

袋四十の葉紙中

- 1 登録事項等証明書又は自動車検査証の写し
- 2 身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等の居住地を所管する市福祉事務所の長又は町村長(戦傷の身体障害者等については県国保健康福祉事務所長)が発行した「証明書」
- 3 その他知事が指示する書類

- 1 身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等の居住地を所管する市福祉事務所の長又は町村長(戦傷の身体障害者等については県国保健康福祉事務所長)が発行した「証明書」
- 2 その他知事が指示する書類

袋四十の葉紙中

- 1 登録事項等証明書又は自動車検査証の写し
- 2 精神障害者等と生計を一にする者又は精神障害者の居住地を所管する市福祉事務所の長(居住地が前橋市、高崎市の場合は、市保健所長)が発行した「証明書」

3 その他知事が指示する書類

精神障害者と生計を一にする者又は精神障害者のために当該精神障害者を常時介護する者が運転する場合は、精神障害者の居住地を所管する県保健福祉事務所長（居住地が前橋市、高崎市の場合は、市保健所長）が発行した「証明書」

2 その他知事が指示する書類

第百十三号の三第廿中

- 1 登録事項等証明書又は自動車検査証の写し
- 2 売買契約書の写し又は注文書
- 3 構造変更した部分の写真
- 4 その他知事が指示する書類

- 1 売買契約書の写し又は注文書
- 2 構造変更した部分の写真
- 3 その他知事が指示する書類

第百十八号第廿中

- 1 自動車検査証の写し又は登録事項等証明書
- 2 その他知事が指示する書類

「県税条例第148条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類」に定める。第百二十一号の三第廿中

登録事項等証明書又は自動車検査証の写し

- 1 自動車税（種別割）減免対象バス車両の認定に係る証明書（群馬運輸支局長又は群馬県知事が発行したもの）
- 2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条、第15条及び第15条の3並びに道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条、第14条及び第15条の13の規定による許可申請書、認可申請書及び届出書の必要箇所（減免申請年度の4月1日現在における事業用自動車の総数等）の写し
- 3 減免申請年度の4月1日から同月3日までの旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第25条の規定による乗務記録の写し
- 4 群馬県バス運行対策費補助金交付要綱による生活交通路線維持費補助金交付決定及び額の確定通知書の写し並びに生活交通路線維持費補助金交付申請書の写し

や

- 1 自動車税（種別割）減免対象バス車両の認定に係る証明書（群馬運輸支局長又は群馬県知事が発行したもの）
- 2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第5条、第15条及び第15条の3並びに道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条、第14条及び第15条の13の規定による許可申請書、認可申請書及び届出書の必要箇所（減免申請年度の4月1日現在における事業用自動車の総数等）の写し
- 3 減免申請年度の4月1日から同月3日までの旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第25条の規定による乗務記録の写し
- 4 群馬県バス運行対策費補助金交付要綱による生活交通路線維持費補助金交付決定及び額の確定通知書の写し並びに生活交通路線維持費補助金交付申請書の写し

書の写しに定める。

第百二十一号の五第廿中

- 1 登録事項等証明書又は自動車検査証の写し
- 2 団体の規約、定款等及び自動車とその事業の用に供されていることを確認する上で必要とする書類（公益法人等事業用自動車に限る。）
- 3 天災その他特別の事情が発生したことを証する書類及びその他知事が指示する書類（天災その他特別の事情に係る自動車に限る。）

や

- 1 団体、法人等の規約、定款等及び自動車とその事業の用に供されていることを確認する上で必要とする書類（公益法人等事業用自動車に限る。）
- 2 天災その他特別の事情が発生したことを証する書類及びその他知事が指示する書類（天災その他特別の事情に係る自動車に限る。）

に定める。

第百

- 1 一の規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 一の規則の施行の際現に一の規則による改正前の群馬県条例施行規則の規定により発せられたものについては、一の規則による改正後の同規則の相準規定により発せられたものとみなす。
- 3 一の規則により改正されたものは、前条の四、従前の様式を順守して使用し得るものとする。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
